

令和7年第7回農業委員会総会議事録

令和7年7月17日（木）第7回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一	
	2番	赤井勝利		4番	西村勉	
	5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
	8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一	
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾	
17番	藤本彰					

推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

欠席委員 1人

3番 小田正廣

議事	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第31号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
	議案第32号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	農地改良届について
	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

小寺 俊一

主査

福田 洋介

主任

真治 将史

(開会時刻 午前 11 時 00 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第7回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、3番小田委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。本日は午後から農地パトロールがありますのでよろしくお願いします。また、この総会前におかやま女性農業委員会より、来年の農業委員会の改選にあたって、一人以上の女性農業委員の登用についてお願いに来られましたのでお知らせします。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番安達委員、17番藤本委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を3件ともは7月1日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は唐松、現況地目は畑4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。7月7日に、森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。申請地ですが、国道180号線から長屋地内の●●●●前の●●●●を渡り、200m程進んだ辺りにありました。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は8人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請は、現所有の法人が解散することに伴い、申請地を維持するため、以前より耕作管理している譲受法人が継続して耕作するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。
井藤委員	9番井藤です。7月5日に、小川委員、安達委員、逸見推進委員、私とで現地確認しました。場所は、市営バス●●●●を新見方面へ300

	m行ったところです。申請人の会社が現在利用権設定で使用している土地を購入するものです。耕作している土地で問題は無いと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第28号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。場所は大佐永富、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地は譲受人宅の目の前にあり、耕作管理しやすいため、売買し譲り受けることになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。7月8日に山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●から500m行ったところです。耕作される方は家の前なので便利な場所でした。よろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 28 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 29 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第 4 条の申請につきまして、申請が 1 件ございました。現地確認を 7 月 1 日に行っております。 それでは、1 番でございます。場所は哲多町成松、現況地目は畑 1 筆、転用目的は進入路及び駐車場で、転用理由は、自宅への進入路が狭くて入りにくいため、進入路の拡張、並びに駐車場として利用したいものです。工事期間は許可日から令和 7 年 11 月 30 日までです。この申請地は、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。15 番安達委員。
安達委員	15 番安達です。現地確認を 7 月 5 日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の 4 名で行いました。場所は、313 号線を成羽方面に●●地内と●●地内の谷を挟み●●●があります。その手前 300m 左側の道路縁にある宅です。進入路が少し歪で入りにくいようですが問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 29 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお4条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を7月1日に行っております。 それでは、1番でございます。場所は千屋、現況地目は畑1筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業及び搬出に伴い、作業道及び原木置場としたいため。です。契約の種類は一時転用の賃借権設定です。利用期間は許可日から2年間です。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地賃貸料・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
兒玉委員	推進2番兒玉です。小田委員がお休みなので代わりに報告させていただきます。確認日は7月12日、小田委員、泉推進委員、私の3名で行いました。場所は、千屋地内に●●●があります。そこから南方面へ100m行った市道の隣接したところに、道から1mほどの高いところに畑があります。これは木の伐採に伴う置場だと思いますが、その畑の隣に林道が山のほうへ入ってますので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 0 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。なお 5 条の各議案については面積が 3 0 a 未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第 3 1 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定による許可申請の再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、再設定が 1 件出ております。哲西町上神代の田 4 筆、貸借期間 5 年の使用貸借、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。
妹尾(元)委員	推進 1 0 番妹尾です。再設定で問題ないと思います。
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 3 1 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定を決定いたします。続きまして、議案第 3 2 号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回 1 件申請がご

	ございました。現地確認を7月1日に行っております。 それでは1番でございます。場所は土橋、台帳地目は田6筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、申請人が会社勤めをしているため耕作するのが難しく、平成14年頃より現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。
藤本委員	17番藤本です。7月16日に藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私の4名で現地確認しました。草刈りもされてなく原野と認めます。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第32号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。続きまして報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地改良の届出が1件ございました。現地確認を6月23日に行っております。 それでは1番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、桧コンテナ苗を育苗するため、斜面の土地を一部水平する必要があったため造成を行ったもの。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和6年12月1日から令和7年2月28日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。5番。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認は7月3日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、北房井倉哲西線●●●●●から3キロ進み●●地区に入ります。入ってすぐ左手にあります。●●●●の自宅の畑でした。

	土地を改造されていたので事務局へ連絡するようにお伝えし確認したものです。以上です。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回4件ございました。現地確認を、1番は5月29日に行っており、2番、3番、4番は6月23日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は哲西町畑木、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に2番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田3筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、●●●●●番●は「農地」、外2筆は「非農地」と回答しています。 次に3番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田4筆、畑1筆、現況地目は原野と山林という申請で、該当地の●●●●●番●は時期不詳で山林、その外は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、●●●●●番は「農地」、外4筆は「非農地」と回答しています。 次に4番でございます。場所は哲多町老栄、登記地目は田1筆、畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より1番から順次報告を願います。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認は6月4日、奥津、妹尾委員、私の3人で行いました。場所は、●●●より旧国道を1.5キロ東城方面に進んで現国道との合流地点にあります。畑の中に木が生えている状態で非農地としました。以上です。
赤井委員	2番赤井です。2番3番、6月22日に平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。現況のとおりです。以上です。
井藤委員	9番井藤です。6月29日に小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の4人で現地確認しました。場所は、●●●●●●●●●より●●●●●●方面へ5キロ行ったところにありました。原野でした。以上です。

会 長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が6件でております。 1番上熊谷地内、田1筆、農地改良嵩上げについて、総会日令和7年5月16日、完了日令和7年6月5日です。 2番3番4番が一連になります。唐松地内、それぞれ田1筆、田1筆と田2筆、農地法第5条、露天駐車場、総会日令和7年2月18日、完了日令和7年5月30日です。 5番哲多町本郷地内、田1筆、農地法第5条、道路、総会日令和4年1月18日、完了日令和5年3月31日です。 6番神郷釜村地内、畑1筆、農地法施行規則第29条、農機具倉庫、総会日令和7年6月17日、完了日令和7年2月28日です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番より順次お願いします。
赤井委員	2番赤井です。7月13日に平委員、谷岡推進委員、私の3名で現地確認しました。●●●地内の道路改良と合わせて嵩上げをしたものです。綺麗にできておりました。異常はありません。
西村委員	4番西村です。7月7日に森委員、三輪推進委員、私の3名で現地確認しました。2番3番4番いずれも露天駐車場で、できておりました。以上です。
安達委員	15番安達です。確認日7月5日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員、私の4名で行っております。綺麗に整備されておりました。これは哲多認定こども園の工事関係です。以上です。
信谷委員	16番信谷です。確認日7月6日、仲田会長、大原推進委員と3名で行いました。先月の総会で事前施工のため始末書をだしていただいたものです。農機具倉庫ができておりました。以上です。
会 長	次に転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	転用工事進捗状況報告について、3件でております。 3件一連のものとなります。1番哲西町矢田地内、田1筆、農地法第4条、圃場整備（くぼだおし）です。2番哲西町矢田地内、田1筆、圃場整備（くぼだおし）です。3番哲西町矢田地内、田2筆、圃場整備（くぼ

	だおし) です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
奥津(忠)委員	7 番奥津です。7 月 3 日に確認いたしました。進捗状況は記載にあるとおりでございました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が、1 件でしております。哲多町矢戸地内、貸主の事業解散に伴い、農地を引継ぎ売買契約するためということで、今回 3 条で出ておりました契約になるかと思えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
逸見委員	推進 9 番逸見です。7 月 5 日に確認しました。先程、売買で許可されたものです。以上です。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
事務局	「ありません。」 それではその他、何かありますか。
真治主任	事務局から 2 点、連絡事項をお伝えします。 熱中症対策の義務化についての資料説明 お手元にお配りしております「熱中症対応フロー」について、説明させていただきます。職場における熱中症対策を強化するため、令和 7 年 6 月 1 日から改正労働安全衛生規則が施行されました。改正内容は、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられたものになります。農業委員会においても、農地パトロール等の活動の際に注意していただきたく、皆様に周知として、このフロー図を作成しましたので説明をさせていただきます。熱中症と疑われる自覚症状として、めまい、筋肉痛、こむら返り、頭痛、不快感、吐き気などがあり、そのような症状が出たと感じた際には、涼しい場所に移動し、体の冷却を行って

ください。救急隊を要請する熱中症かどうかを判断するのに、意識の有無だけでなく、返事がおかしい、ぼーっとしているなどの異常があれば救急隊を要請してください。意識の異常がなければ、自力で水分が取れるかどうかを確認し、自力で水分がとれる場合は、そのまま休息して経過観察してください。自力で水分が取れない場合、熱中症と疑われますので、医療機関へ運んでもらうか、救急隊の要請をし、医療機関へ行ってください。また、活動後や熱中症疑いで経過観察後に回復したと思っても、症状が悪化するケースがありますので、悪化していると感じた場合には、救急隊を要請してください。なお、熱中症のおそれがある場合、医療機関に雇った場合には、体調が回復してきた後でも構いませので、事務局までご連絡ください。2枚目、3枚目に市内医療機関一覧を付けていますので、そちらを参考に、フロー図の右下の部分にかかり付けの病院とその連絡先を各自で記載しておいてください。今年も7月に入り気温が30度以上の真夏日が続いているため、農地パトロールに限らず、熱中症予防のため、1時間に1回程度は水分補給を行い、体調管理に気を付けてください。熱中症対応フローに関しては、以上です。

農地パトロールについて説明

午後の農地パトロールの日程等についてお知らせを致します。この後食事を済まされまして、まなび広場にいみ駐車場内ロータリー前に12時50分にはパトロールの服装で集合をお願いします。パトロールする車の運転手の方は、出発式の後すぐ出発ができるようにロータリー近くに駐車場を確保していますので、そちらに車を移動していただきますよう準備をお願いします。また、この部屋には荷物を残さないようお願いいたします。パトロールは、遊休農地の現状把握、農地法の各種許可案件の履行状況の確認について、重点を置いてパトロールをしていただければと思います。出発式の後、車に乗車しロータリーを回っていただき、南庁舎の駐車場から出る際には左折をしていただきますようお願いいたします。班ごとに記録の写真データまたは写真を数枚撮って、後日事務局へ提出をお願いします。終了後は、現地解散と致しますので、代表者が電話で事務局へ終了の報告を行っていただきますようお願いいたします。道中事故のないよう安全第一でパトロールをしていただきますよう皆さまよろしくようお願いいたします。以上です。

福田主査

次回の総会についてご連絡いたします。8月19日火曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。

会 長

他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。

神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	（閉会時刻 午前 11 時 40 分）

令和7年7月31日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____